

議案第51号

南あわじ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年5月31日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘



南あわじ市条例第 号

南あわじ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

南あわじ市老人福祉センター条例（平成 17 年南あわじ市条例第 100 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 仁尾荘の項及び稲田荘の項を削る。

別表第 2 仁尾荘の部及び稲田荘の部を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。



南あわじ市老人福祉センター条例新旧対照表

現 行				改 正 案				備 考
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）				
名称		位置		名称		位置		
緑老人福祉センター～亀岡荘 略				緑老人福祉センター～亀岡荘 略				
あづま荘		南あわじ市阿万東町680番地		あづま荘		南あわじ市阿万東町680番地		
仁尾荘		南あわじ市福良丙92番地43		ゆづるは荘		南あわじ市賀集牛内662番地3		
ゆづるは荘		南あわじ市賀集牛内662番地3		ゆづるは荘		南あわじ市賀集牛内662番地3		
稲田荘		南あわじ市北阿万稲田南681番地1						
別表第2（第9条関係）				別表第2（第9条関係）				
施設名	区分	使用料 (円)	単位	施設名	区分	使用料 (円)	単位	
緑老人福祉センター～亀岡荘 略				緑老人福祉センター～亀岡荘 略				
あづま荘	教養娯楽室	100	1時間当 たり	あづま荘	教養娯楽室	100	1時間当 たり	
	生活相談室	100			生活相談室	100		
	集会室	550			集会室	550		
仁尾荘	大広間	300	1時間当 たり	ゆづるは荘	大広間	250	1時間当 たり	
	和室1	100			教養娯楽室	50		
	和室2	50			健康相談室	100		
ゆづるは荘	大広間	250	1時間当 たり	ゆづるは荘	大広間	250	1時間当 たり	
稲田荘	集会室	300	1時間当		教養娯楽室	50		

	<u>生活相談室</u>	<u>100</u>	<u>たり</u>		健康相談室	100		
	<u>教養娯楽室</u>	<u>50</u>						
備考 略				備考 略				